

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、「令和7年1月21日開催神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会資料及び会議録要旨」及び「懲戒処分等の決定、辞令等の交付及び広報について（令和7年1月31日施行）」の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和7年3月14日受付で「2025年1月31日付け記者発表「教職員の懲戒処分」の処分案件3、4勤務態度不良について、神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会（以下「懲戒審」という。）に係る文書及び処分に係る起案決裁文書」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 教育長に委任する事務等に関する規則第2条に基づき、教育委員会から公開請求に対する公開決定等の事務について委任を受けた教育長（以下「処分庁」という。）は、令和7年3月28日、「令和7年1月21日開催神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会資料及び会議録要旨」（以下「本件公文書1」という。）及び「懲戒処分等の決定、辞令等の交付及び広報について（令和7年1月31日施行）」（以下「本件公文書2」といい、本件公文書1と本件公文書2をまとめて以下「本件公文書」という。）を特定のうえ、以下別表の非公開情報欄に記載する情報を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(別表)

	公文書名	非公開情報	該当条文		
本件公文書1	(I) 審査会資料	(i) 資料表紙	①	10条4号 10条5号エ	
		(ii) その他資料	(文書全体)		②
	(II) 会議録要旨	議事内容	③		
本件公文書2	(I) 起案文	対象職員の氏名及び所属	④	10条1号 10条4号 10条5号エ	
		懲戒審の意見	⑤		
		文中「3」の一部	⑥		
	(II) 添付資料	(i) 事案概要、対象職員及び処分内容	(文書全体)		⑦
		(ii) 辞令、処分説明書、口頭厳重注意	対象職員の氏名及び所属		⑧
	(iii) 市会提供資料及び記者発表資料	—	—		
	(iv) 関連資料	(文書全体)	⑨		

- (3) これに対し、請求人は、令和7年7月7日受付で本件処分の非公開部分のうち、「2025年1月31日付け記者発表「教職員の懲戒処分」の処分案件3、4」に関する部分の情報について、公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

令和7年7月7日受付の審査請求書によると、以下のとおりである。

非公開情報は、条例第10条各号に該当しないため、全部公開を求める（2025年1月31日付け記者発表「教職員の懲戒処分」の処分案件3、4（以下「処分案件3及び4」という。）に関する部分に限る）。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年7月29日受付の弁明書、令和8年1月27日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 条例第10条第4号該当性

非公開情報のうち、懲戒処分等に関する審議・検討過程の情報は、最終的な意思決定前の情報であり、公開されると自由闊達な審議・検討等ができなくなるとともに、市民の間に不正確な理解や誤解、混乱を与えるおそれがある。

懲戒審は、全部非公開という前提のもとで実施している。一部でも公開される可能性があるとなれば、委員の自由闊達な議論が担保できなくなる。

(2) 条例第10条第5号エ該当性

本件公文書は懲戒処分等の検討・決定のために作成され、事案の概要、処分の量定、事情聴取内容等が記載されている。公開すれば、プライバシーの侵害につながり得るだけでなく、今後の事情聴取で、聴取内容の公開を恐れて関係者が供述を控えたり、真実を述べることに消極的になる可能性がある。

本件不開示部分が開示されるようになると、非違行為者が過去の事例から処分基準を推測し、その基準に合わせて供述する可能性がある。また、その基準が客観的なものと誤解され、職員の行動基準とされるなど、誤解や混乱のもととなることも考えられる。加えて、公開後に関係者からの圧力や干渉等を恐れて、資料作成担当者が事実関係や非違行為に対する評価等を、率直かつ具体的に記載するのが困難になることが考えられる。

上記のような状況が生じれば、任命権者が必要な資料を得られなくなったり、任命権者自身も関係者等からの圧力や干渉等を恐れ、本来考慮すべきでない事情を持ち込まざるを得ない状況に陥る可能性もあり、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障をきたすおそれがある。

(3) 条例第10条第1号該当性

処分歴等については当該職員固有の情報であり、公開されると個人が特定され、権利利益が害される可能性がある。

神戸市教育委員会では、懲戒免職や刑事事件など社会的影響が大きい場合のみ氏名・所属を公表している。それ以外の事案では、職員の氏名や所属は公表していない。

5 審査会の判断

(1) 懲戒審について

懲戒審は、任命権者が教育委員会である職員の懲戒処分等の公正な調査審議を行うため、教育委員会の附属機関として設置されたものである。神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則第2条では、教育長は、懲戒処分を決定する場合において、必要であると認めるときは、あらかじめ懲戒審に諮問するものとしてされており、懲戒審において懲戒事由の該当性や処分の軽重等について審議が行われる。

また、職員のプライバシー保護と人事管理の公正・円滑な運営を確保するため、会議は非公開で行われ、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する委員は、公正で中立な議論を確保するため、その所属・役職及び氏名は非公開とされている。

(2) 本件公文書について

本件公文書1は、非違行為を行った職員に対し懲戒処分を行うにあたって、教育長があらかじめ諮問した懲戒審において、令和7年1月21日に審議された際の(Ⅰ)審査会資料及び(Ⅱ)会議録要旨である。(Ⅰ)審査会資料は、(i)資料表紙と(ii)その他資料に分けられる。

本件公文書2は、処分庁における職員の懲戒処分等の決定に伴う辞令等の交付及び広報についての決裁文書で、(Ⅰ)起案文及び(Ⅱ)添付資料があり、その内訳は以下のとおりである。

(Ⅰ)起案文

(Ⅱ)添付資料

- (i)「事案概要、対象職員及び処分内容」
- (ii)「辞令、処分説明書、口頭厳重注意」
- (iii)「市会提供資料及び記者発表資料」
- (iv)「関連資料」

審査会が本件公文書を見分したところ、請求人が請求内容で指定した処分案件3及び4は、(iii)「市会提供資料及び記者発表資料」において公表された5件の処分案件のうちの2件で、いずれも教員が勤務時間内に職場を離脱して喫煙する行為を継続的に行うなどしたことにより、当該教員に対して戒告処分が為され、当該教員の管理監督者である校長が口頭厳重注意を受けたものであることが認められた。

また、本件公文書2(Ⅱ)(i)「事案概要、対象職員及び処分内容」は、本件公文書1(Ⅰ)(ii)その他資料に、懲戒審後に委員へ配布された追加資料が加えられたもので、処分案件の事案概要等を示すために決裁文書に添付された資料であることが

認められた。

(3) 本件の争点について

処分庁は、本件請求に対して、本件公文書1及び本件公文書2を特定のうえ、本件公文書1については、条例第10条第4号及び同条第5号エに該当するとして、また本件公文書2については、条例第10条第1号、同条第4号及び同条第5号エに該当するとして、上記2(2)別表の非公開情報欄に記載の情報を非公開とする部分公開決定を行った。

これに対し請求人は、条例第10条各号に該当しないとして、処分案件3及び4に関する部分の非公開情報の公開を求める審査請求を行った。

したがって、本件における争点は、本件公文書のうち処分案件3及び4に関する部分の非公開情報の条例第10条第1号、同条第4号及び同条第5号エの該当性である。

なお、審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書2の非公開情報のうち、「⑥文中「3」の一部」及び「⑨関連資料」については、処分案件3及び4以外の案件に関するものであった。請求人が公開を求めているのは、処分案件3及び4に関する部分であるから、「⑥文中「3」の一部」及び「⑨関連資料」の部分公開決定の妥当性については、審査会は判断しない。

以下、検討する。

(4) 条例第10条第1号の該当性について

条例第10条第1号は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められる場合(第1号ア)や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる場合(第1号柱書後段)には、非公開とすることができる旨規定している。これは、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーを保護しようとするものであり、公文書公開によりプライバシー侵害が生じることのないように、個人に関する情報には最大限の配慮をすることが求められている。

公務員の個人に関する情報については、公務員も個人として保護されるべきプライバシーを有することに留意し、公にしないことが正当であると認められるものか否か等判断する必要がある。

公務員の住所、電話番号、学歴、家族状況、病歴、心身の状況など、当該公務員の職務と直接関係のない情報については、公務員であっても個人のプライバシー情報として、みだりに公開されるべきではない。また、公務員の職務に関連した情報であっても、勤務態度、勤務成績、処分歴などの職員の身分取扱いに関する情報は、個人の資質、名誉に関わる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであるため、個人のプライバシー情報として、みだりに公開されるべきではない。

本件において非公開とされた「④⑧対象職員の氏名及び所属」は、勤務時間中に

非違行為を行った職員に関する情報であるため、公務員の職務に関連した情報という面を有することは否定できないが、当該職員が懲戒処分等を受けたことが明らかになる情報でもあり、個人の資質、名誉に直接関わり、公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有するものでもあることから、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常と認められる情報といえる。

加えて、当該情報は、神戸市教育委員会が定める「懲戒処分の公表基準」において公表するとされている情報に該当せず、実際に公表されてはいない。

したがって、「④⑧対象職員の氏名及び所属」は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められる、あるいは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められることから、条例第 10 条第 1 号ア及び同条同号柱書後段に該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(5) 条例第 10 条第 4 号の該当性について

条例第 10 条第 4 号は、実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるものについて、非公開とすることができる旨規定している。行政としての最終的な意思決定がされる前段階の情報については、これを公開することになれば、自由、闊達な審議、検討等ができなくなることや、市民の間に不正確な理解や誤解、混乱が生じることが考えられるためである。

非違行為を行った職員に対する懲戒処分等は、教育長が諮問した懲戒審において懲戒事由の該当性や処分の軽重等について審議され、懲戒審から出された意見を踏まえた上で、教育委員会会議にて審議決定された後、懲戒処分等の決定に伴う辞令等の交付及び広報について、教育長を決裁者とする決裁が行われている。

処分庁の主張によると、懲戒審において審議及び検討された情報は、最終的な意思決定前の情報であることから、これを公開することになれば、自由闊達な審議・検討等ができなくなるとともに、市民の間に不正確な理解や誤解、混乱が生じるおそれがある。また、懲戒審は非公開が前提であり、審議・検討された情報及び意見が一部でも公開される可能性があるとなれば、委員の自由闊達な議論が担保できなくなるということであった。

本件で非公開とされた懲戒審で審議・検討された情報及び意見については、「①案件名等」、「②その他資料」、「③議事内容」、「⑤懲戒審の意見」及び「⑦事案概要、対象職員及び処分内容」に記載されている。以下、項目ごとに検討する。

ア「①案件名等」

当該情報は、懲戒審で審議された案件名、事案が起こった学校名、処分案である。これらは、懲戒処分決定前の情報であり、審議の結果、処分に至らなかった案件や

処分案の内容が最終的な処分と一致している案件、異なる案件が混在する。

これらの情報が公になると、処分案の変遷及び検討段階の内容が明らかになることから、市民の間に不正確な理解や誤解が広まり、著しい混乱が生じることが認められる。したがって、処分庁がこれらの情報を非公開とした決定は妥当である。

イ「②その他資料」及び「⑦事案概要、対象職員及び処分内容」（以下「②⑦審査会審議資料」という。）

当該情報は、懲戒審で審議する際に使用された資料であり、案件の概要や審議するため必要となる調査資料や参考資料一式である。

処分庁によると、懲戒処分については、事実認定した事項を基に記者発表等で市民に公表を行っているが、審議検討段階の資料には、事実認定前の情報が記載されており、不正確な内容が含まれるということであった。

これらの情報が公になると、市民の間に不正確な理解や誤解が広まり、著しい混乱が生じることが認められる。したがって、処分庁がこれらの情報を非公開とした決定は妥当である。

ウ「③議事内容」

当該情報は、懲戒審で審議された案件名、事案が起こった学校名、処分案及び処分案に対する懲戒審の意見である。

懲戒審で審議された案件名、事案が起こった学校名、処分案は、上記「①案件名等」で判断したとおり非公開とした決定は妥当である。

また、懲戒審委員は、懲戒審は非公開という前提で発言しているところ、仮に、懲戒審の意見を公開することになれば、今後の懲戒審において、委員は過度に慎重を期するようになり、発言自体に消極的になることが想定される。したがって、議事内容が公になると、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるため、処分案に対する懲戒審の意見を非公開とした決定は妥当である。

エ「⑤懲戒審の意見」

当該情報は、起案文に記載された処分案に対する懲戒審の意見である。上記「③議事内容」の項目で判断したとおり、処分案に対する懲戒審の意見を非公開とした決定は妥当である。

(6) 条例第 10 条第 5 号エの該当性について

条例第 10 条第 5 号エは、実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるものについて、非公開とすることができる旨規定している。

本件処分において非公開とされた「②⑦審査会審議資料」は、事案関係者への事情聴取時の質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記載された調書などを含む、懲戒事由の該当性や処分の軽重等を検討するために用いられた懲戒審資料である。

処分庁の主張によれば、事情聴取の質問内容とそれに対する回答内容の公開が前

提となると、今後の事情聴取において、事案関係者が率直かつ具体的な供述を差し控え、事情聴取に協力することに消極的になるおそれがあるということであった。また、「②⑦審査会審議資料」が公開されるようになると、非違行為者が過去の事例から処分基準を推測し、その基準に合わせて供述する可能性があり、その基準が客観的なものと誤解されることも考えられるとのことであった。

事案関係者に対する事情聴取の調書については、公表しないことを前提に事案関係者に聴取した内容を詳細に記録したものであって、出席者、日時、場所、質問者の発言、事案関係者が供述した事件の経緯、動機及び心境が記載されている。

事情聴取で得られる事案関係者の供述内容は、強制力のある調査権限を有していない処分庁が懲戒処分を決定するにあたり、処分量定を勘案する上での最も重要な情報のひとつであるが、これが公にされることになると、今後の事情聴取において事案関係者が公開を恐れて供述を差し控えることは十分に想定される。

また、質問内容、事情聴取の方法が公にされると、処分庁の事案関係者から供述を引き出す手法が明らかになり、今後事情聴取を行う際に、事案関係者が質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備し真実とは異なる供述を行う可能性も考えられる。

さらに、「②⑦審査会審議資料」が公にされると、審議の中で確認された資料・情報及び具体的な検討内容が明らかとなり、処分の軽重等を判断する際の内部的な基準が推測されるおそれがある。そうすれば、これらの推測を基に同種の非違行為を行った職員が自身の処分を軽減、もしくは処分の対象とならない範囲で供述を行ったり、ないしは、処分を免れるような非違行為を行ったりする可能性も排除できない。

したがって、「②⑦審査会審議資料」は、公にされることで、懲戒に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるものと認められることから、処分庁が条例第10条第5号エに該当するとして、非公開とした決定は妥当である。

(7) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和7年7月7日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和7年7月29日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年9月16日	—	* 諮問書を受理
令和8年1月27日	第 386 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和8年3月24日	第 388 回審査会	* 審議